

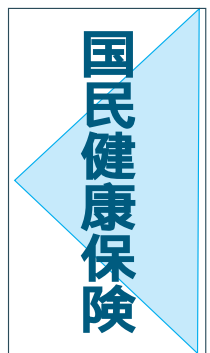


# 国保保険証を交換します。

## 国民健康保険・老人保健・特別医療

農業者や自営業者、退職して職場の健康保険等をやめた人、パート・アルバイトなどをしていて職場の健康保険等に加入していない人などが加入する国民健康保険、七十五歳以上（平成十四年九月三十日において七十歳以上であった人及び一定の障害のある人は六十五歳以上）の人が加入する老人保健、乳幼児、一定の障害がある人、ひとり親家庭、特定疾病の治療を受けている人に対する特別医療費助成制度についてのお知らせがあります。よく分からないことは、遠慮なく窓口にお問い合わせください。

問い合わせ先・市民課国保係 ☎ 22 8 1 2 4 / ☎ 22 2 9 5 4



1

### 新しい保険証を今月下旬郵便でお届けします

所得申告書を必ず返送してください

今の国民健康保険証の有効期限は、三月三十一日までとなっています。四月から使う新しい保険証は、加入者の皆さんの利便を考え、個別に郵便で送ります。郵送時期は今月下旬を予定しています。（三月二十二日の関金町との合併に伴い、三月中に新しい

保険証が届いた場合でも、医療機関での混乱を避けるため、新しい保険証は四月一日から使用してください。）

留守などにより新しい保険証を郵便で受け取ることができない場合、市役所の窓口で更新しますので、古い保険証が身分を証するものと印鑑を持参のうえ来庁してください。

保険証と一緒に国民健康保険料所得申告書を送りますので、同じ世帯の国保加入者の所得やその種類など該当するところを記入し、同封した封筒で、必ず期限までに返送してください。

なお、老人ホームなどに入所している人の保険証は今ままでおり、市民課国保係の窓

2

### 保険料の納付は口座振替で

ついっつかり保険料を納め忘れないために、簡単で便利な口座振替をお勧めします。

預（貯）金通帳  
通帳の届印  
保険料の納付書

を持って倉吉市指定の金融機関・郵便局で、「口座振替依頼書」に記入して申し込みます。

3

### 会社などを退職した人は退職者医療制度

会社などを退職して国保に加入した人のうち、次のすべてに当てはまる人と、その扶養家族は、退職者医療制度により医療を受けることになりません。

国保に加入していること  
老人保健制度の適用を受けていないこと  
被用者年金（厚生年金など）

4



### 交通事故に遭ったから届出を

交通事故など第三者の行為によって、けがなどをしたときの医療費は、原則として加害者が支払うべきものですが、届け出をすれば国保又は老人保健で医療を受けることができます。

この場合、国保又は老人保健が負担した分を後で加害者に請求しますので、必ず、速やかに市民課国保係に届け出てください。

の給付を受けていて、その加入期間が二十年以上、または四十歳以降に十年以上あること  
該当する人は、年金証書を受け取ってから十四日以内に、市民課国保係に届け出てください。

## 70歳以上の人の自己負担額（老人保健で医療を受ける人は除く）

区 分	外来の場合 (個人ごとに計算)	世帯単位で入院と外来があった場合は合算します
		一 般
一定以上所得者 1	40,200円	72,300円+(かかった医療費-361,500円)×1% 【4回目以降 40,200円】 4
住民税非課税 世帯 2	8,000円	24,600円
住民税非課税 世帯 3		15,000円

- 1 同一世帯に一定の所得以上（課税所得が124万円以上）の70歳以上の人や老人保健対象者がいる人。
- 2 同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人。
- 3 住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない人。
- 4 【 】内の金額は、年4回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降の限度額です。

計算方法には次の条件がありますので、ご注意ください。  
月の1日から末日まで、つまり暦月ごとの受診について計算。  
病院、歯科の区別なく合算。  
入院時の食事代や保険がきかない差額ベット料などは支給の対象外。

## 70才未満の人の自己負担額

区 分	限度額（3回目まで）	限度額（4回目以降）
一 般	72,300円+(かかった医療費-241,000円)×1%	40,200円
上位所得者 5	139,800円+(かかった医療費-466,000円)×1%	77,700円
住民税非課税 世帯	35,400円	24,600円

- 5 上位所得者とは、国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の所得の合計額が670万円を超える人。  
計算方法には次の条件がありますので、ご注意ください。  
月の1日から月末まで、つまり暦月ごとの受診について計算。  
2つ以上の病院にかかった場合は、別々に計算。  
同じ病院でも、歯科は別計算。また、外来・入院も別計算。  
入院時の食事代や保険がきかない差額ベット料などは支給の対象外。

三月二十二日に閉金町と合併をするのを機に、現在交付している特別医療費受給資格

**6**  
新しい受給資格証  
を送付



老人保健対象者の方の自己負担限度額は、上の表の七十歳以上の人の自己負担限度額と同じですが、表に記載している世帯単位は、老人保健対象者の人だけで計算します。  
詳しくは、窓口にお問い合わせください。

**5**  
高額療養費を支給

医療費の自己負担額が高額になったとき、申請をして認められれば、限度額を超えた分が後から支給されます。  
老人保健対象者以外の人で、七十歳以上の人と七十歳未満の人の自己負担限度額は上の表のとおりです。

**7**  
変更があったときは届出を

三月から四月は、進学、就退職、引っ越しなどで異動が多い時期です。  
住所を変更した、氏名が変わった、保険が変わった等の異動があったら、速やかに届けてください。  
届出が遅れますと、保険料をさかのぼって納めなければならなくなったり、保険料を他の社会保険と二重に支払ったり、制度が違う保険で支払った医療費を全額返還していただくなどの場合がありますのでご注意ください。



証の番号を全て変更しますので、現在交付している受給資格証は、三月三十一日で使用できなくなります。  
新しい受給資格証は三月下旬に郵送しますので、四月一日以降使用してください。

## こんな意見が寄せられました・市報有料広告掲載

### <賛成意見>

いま、地方分権とか言われていますが、国は地方のことをかまってくれないと思います。地方は地方の独自の考え方をもちながら自立していかななくてはならない時期にさしかかっていると思います。市役所の仕事も何十年続けてきた旧来のやり方や考え方を直視し、民間のよいところも取り入れてほしいと思います。公共施設の管理や運営も民間でもできるように法律も変わったと思います。

これからは、市役所と民間や市民との関係を見つめ直し、お互い協力できることは、どんどんやっただほうがよいと思います。

市報の有料広告も、きちんとした基準を作ればよいと思いますし、市民もこれまで以上に多くの情報を受けることができますし、市内・地元の事業所さんにも広く情報提供の場ができることになると思います。

まずは、市役所と市民がいままでの考え方にとらわれず、前向きに協力し合う取り組みがこれからは大事ですし、そのためにも有料広告は新しい前向きな取り組みだと思えます。

(市内在住 匿名希望 女性)

### <賛成意見>

市報の有料広告の掲載については、大賛成です。

これと言わず、市内のいろいろな施設についても、市報に紹介しながら、使用料も含めて掲載していただき、市民のみなさんに利用いただけるよう望みます。

(市内在住 男性)

### <反対意見>

先日の報道によると市報に民間企業の広告をとり、市歳入の一つにする考えがあるようですが、考え物だと思います。市報が商業新聞になってはいけません。市報に「下水道普及の記事」の下に「下水道業者の広告」。予防注射案内の近くに「医療機関の広告」。市報の広報に、記事に制約が出来る危険性ありと考えます。また、市の委託している 病院のパワーリハビリの再募集の広報の下に、「 病院の広告」というふうに、あたかも市がそこだけを推奨しているかのような誤解を生じさせるようなことになるのはいかがなものか。

(市内在住 男性)

### <反対意見>

この際、市報はいかにあるかを市民に問いかける良い機会なので、有料広告掲載の結論を早急に出す必要は無いのではないかと。もう少し市民の間で話題にしたらいではないかと。

また、広告掲載の理由とともに、反対になぜこれまで広告の記載が無かったのか？広告を掲載する違和感はないのか？を問いたいと思います。

(市内在住 男性)

### <広告掲載とは別に>

市報は市民に市政、市の状況・現状・未来の広報について、毎月継続的に発行される大切な事業だと思います。しかし市報に対する期待感がいま一つである。

内容の充実、レイアウト等再検討され読みたい市報にしていきたい。

(市内在住 男性)

### 市報編集担当者の意見 なぜ、今市報に有料広告を掲載するのか

市報を作成して一番苦慮することは、情報を発信する際に、紙面の都合上掲載できない記事があることです。せっかく、行政や他の団体、NPOが誠意と意欲をもって事業を紹介し、広く市民へ周知したいとの気持ちをつぶしてしまつてはなりません。

次に、読者にとって読みやすい紙面になっているかということです。市報の読者には様々な人がおられ、視力の弱い人に対しては、十分な文字の大きさになっていないと反省しています。また、現在は、聴覚障害の人に対し、FAX番号の掲載や、電子メールのアドレスなどを文書につけ、問い合わせ先としています。

このような問題を解消するため、そして、みなさんが読みやすい、読んでもらえる市報を作成したいとの気持ちから、現在の頁数を増やし、知りたい情報、知らせたい情報が載るよう努めたいと思っています。

しかし、現在の倉吉市の財政状況では、そうたやすく印刷費を増額することもできません。そこで、考えたのが、頁増分を補う財源確保として、有料広告の掲載です。

みなさんからのご意見にもあったように、みなさんからの税金で作成している市報へ民間企業の広告を掲載するのはいかがなものととも考えました。しかし、現在の財政状況のなかで、よりよい市報を作成していくために、今回の「有料広告の掲載」を実行したいと考えています。これから掲載にあたっての基準を定め、広く広告を募集し、その広告が、市内の商工業者にとって、お役にたてればと考えています。